

ダム建設移転に伴う世帯の変化

——岐阜県揖斐郡旧徳山村民の場合——

田 中 宣 一

はじめに

昭和三十年代後半から顕著になり始めたいわゆる高度経済成長は、わが国の農山漁村、とりわけ山村地域に深刻な過疎問題を惹起させた。若年者層の都市部への流出に伴い人口の高齢化が進む一方、拳家離村もあいつぎ、村落におけるそれまでの活気ある生活の維持が困難になり、ついには村落社会の崩壊にいたった例も稀ではなかった。

高度経済成長の直撃を受けて深刻な人口の過疎を経験した山村地域のだとつたその後の道は、現在の次の四タイプに大別できるように思われる。

一つは、従来の山林資源利用の改善や大規模化、新たな特産物品の工夫生産、観光地としての再開発などに成功し、若年者の流出を最少限にいとめるかUターン者を迎え入れて、新たな発展を遂げようと懸命になっている地域。

二つめは、右のような試みが成功をおさめず、高齢者世帯の比率が徐々に増大し、困惑ムードをただよわせながらも、なお新たな道を模索しつつある地域。こういう地域では従来の田畑の耕作をほそぼそと継続しながら、年金や公共事業の日雇い仕事に出て現金収入を得つつ当面の生活を維持している家が多い。しかし、酪農や園芸など新たな農業への挑戦、観光資源の開発を必ずしもあきらめていないわけではない。

三つめは拳家離村があいつぎ、残された家もほとんど高齢者世帯で占められ、新たな産業振興の意欲を失い、早晩、集落移転の対象になるかと思われる、あるいはすでにその対象となっている地域。

四つめは、すでに村落が消滅してしまっている地域。この大部分は拳家離村が極限に達した結果によるものであるが、ダム建設等何らかの外部の圧力で強制集団移転させられた例も少なくはない。

このような動きのなかで、村落社会の構成員たる家、さらには家族のありようも、当然のことながらさまざまに変化せざるをえなかったことであろう。

さて、小稿の目的は、右の四つめのタイプに属する、ダム建設によって集団移転した岐阜県揖斐郡徳山村⁽¹⁾(現、藤橋村大字徳山)において、集団移転を契機に、村を構成していた各家々の世帯員数・世

帯構成がどのように変化したかを、数量的に明らかにしようとするものである。この徳山に建設の進められている徳山ダムは、完成の暁には、堤高一六一メートル、集水面積二五四・五平方キロメートル、総貯水容量約六億六、〇〇〇立方メートル、有効貯水容量約三億五、一四〇立方メートルというわが国最大規模の多目的ダムで、平成九年度に全工事が完了する予定になっている。そのため、八集落五〇〇余世帯を擁した徳山村は昭和六十一年度末をもって閉村を余儀なくされ、全世帯が丸々移転せざるをえなかったのである。ダムそのものが大規模であるのみならず、挙家離村の規模もきわめて大であったと言えるであろう。

過疎化を論じるために世帯員数や世帯数の減少、世帯構成の変化を数量的におさえることや、逆に都市およびその周辺地域における過密化に伴う諸問題を扱う際に、そこにおける世帯数の増加を明らかにすることは従来しばしばなされてきたが、離村した人々が新天地においてどのような新世帯を営みつつあるかの追跡研究は少なかった。徳山村の場合、ダム建設による、土地を斡旋されての強制集団移転というやや特殊な挙家離村の例であったとはいえず、新たな産業育成の目的も立っていないかった。奥深い山村から出たその同じ人々が、地方中小都市周辺に居を定め世帯の再構成をどのように行なったかをみることは、単に徳山のことを明らかにしうるのであるのみならず、高度経済成長以降のわが国各地の山村や都市部に展開した世帯の動態を推測する参考にもなることと思う。

なお、当初は、家族の変化をみるために始めた作業ではあったが、資料的制約と個人による全戸悉

皆追跡調査の困難さによって、世帯の変化の問題に限定せざるをえなくなった。しかし、これによって、徳山村の人々の家族観を垣間見ることはできるであろう。

一、旧徳山村と移転先地域の概況

(1) 徳山村と八つの集落

昭和六十一年度末をもって閉村を余儀なくされた岐阜県揖斐郡徳山村は、岐阜県の最西部に位置し、福井県と境を画しているほか、滋賀県ともほぼ接していた。総面積は二万五、三五六ヘクタール。その九九パーセントが山林という山深い村であった。

四囲は能郷白山（標高一、六一七メートル）・冠山（二、二五七メートル）等の山々にとりまかれ、村域にはV字形の急峻な谷が幾条も走っていた。その谷々は揖斐川本流の最上流をなすのであるが、流れによって挟られた二つの大きな谷（東谷と西谷）とその谷入口の河岸段丘上に、表1のような八つの集落、塚・櫛原・山手・徳山本郷・上開田・下開田・戸入・門入が点在していた。村の中心は徳山本郷で、役場をはじめとする公共機関や商店の多くはここに集中していた。集落ごとの世帯数と人口の推移は、表1のとおりであった。

高度経済成長の波がおしよせてくる以前の生業は、すべて山林資源に依存するもので、各集落とも

ダム建設移転に伴う世帯の変化

表1 徳山村集落別世帯数・人口の推移（5年ごと）

集 落 名	明治	昭和					*	
	14年	29年	34	39	44	49	53	59
徳 山 (本郷)	366 <64>	572 <134>	659 <142>	658 <150>	602 <145>	579 <155>	542 <161>	483 <161>
下 開 田	187	169 <40>	171 <49>	174 <47>	170 <48>	175 <48>	177 <49>	152 <46>
上 開 田	<37>	129 <24>	145 <32>	143 <43>	154 <46>	182 <56>	183 <63>	190 <65>
山 手	120 <18>	193 <35>	191 <38>	191 <44>	159 <41>	162 <44>	150 <46>	141 <46>
櫛 原	212 <31>	246 <44>	223 <46>	241 <52>	181 <50>	213 <56>	219 <68>	210 <69>
塚	139 <24>	161 <29>	171 <29>	183 <38>	132 <32>	126 <33>	113 <33>	107 <32>
戸 入	273 <50>	260 <59>	265 <59>	260 <67>	200 <58>	212 <71>	215 <75>	193 <68>
門 入	? ?	154 <31>	169 <36>	157 <34>	120 <34>	136 <37>	137 <36>	110 <36>
計	(1297) <224>	1887 <396>	1994 <431>	2007 <475>	1718 <454>	1785 <500>	1736 <531>	1586 <523>
男		957	1019	1035	859	887	868	778
女		930	975	972	859	898	868	808

- 注1. 役場の「部落別住民基本台帳人口調」より作成。ただし明治14年のは、明治14年の村明細帳（『徳山村史』所収）より作成。
- 表の上段は人口を、下段は世帯数を示す。
 - *印の53年は、54年のが不明ゆえ53年ので代替。
 - 単位は明治14年のは戸、昭和29年以降は世帯。人口は人。
 - 昭和29年以降のは毎年4月末日の統計。

谷あいのわずかな田畑を耕作したり山腹で焼畑を行なつて食料を得る一方、現金収入は、薪の生産（江戸時代から昭和初期まで）、養蚕（明治時代から昭和初期まで）、栃板挽き（大正時代から昭和二十年ごろまで）、木炭生産（昭和初期から四十年ごろまで）などで得ていた。

傑出した地主は存在せず、家の系譜意識も強くはなかった。それと、集落同士は谷川や山で隔てられていて往来がままならなかったのに対し、各集落は人家が密集していたために、太平洋戦争後しばらくまでは集落内婚が圧倒的に多く、そのため家々相互のつきあいは平等に近く、区長等の集落の役職をつとめるのも限られた家に固定されているわけではなかった。すなわち、各集落の独立性は強く、集落内の家々の上下の意識は弱かつたといえよう。

集落ごとに神社が一社ずつ祀られ、神社の祭りには各集落とも熱心であつた。同時に、仏教への帰依にも並々ならぬものがあつた。寺院は徳山本郷の増徳寺（曹洞宗）一ヶ寺しかなかったが、徳山本郷以外の家々の宗旨はほとんどが浄土真宗（誠照寺派）で、道場を中心に道場坊（もしくは道場番）を選出し、各種講行事が熱心に営まれていた。墓地は集落ごとに一ヶ所あり、火葬・埋葬の仕方は集落ごと区々であつたが、両墓制の増徳寺檀家（七十余世帯）を除き、墓石は、河原の石を利用する簡易なものか、余く用いていないかであつた。

右のような徳山村は、幾条もの谷水をまとめた東谷と西谷の流れが、徳山本郷あたりで合流して隣村藤橋村に流れ下つていたが、その村境の峡谷を堰き止めれば、それより上流の徳山村は一大湖水に

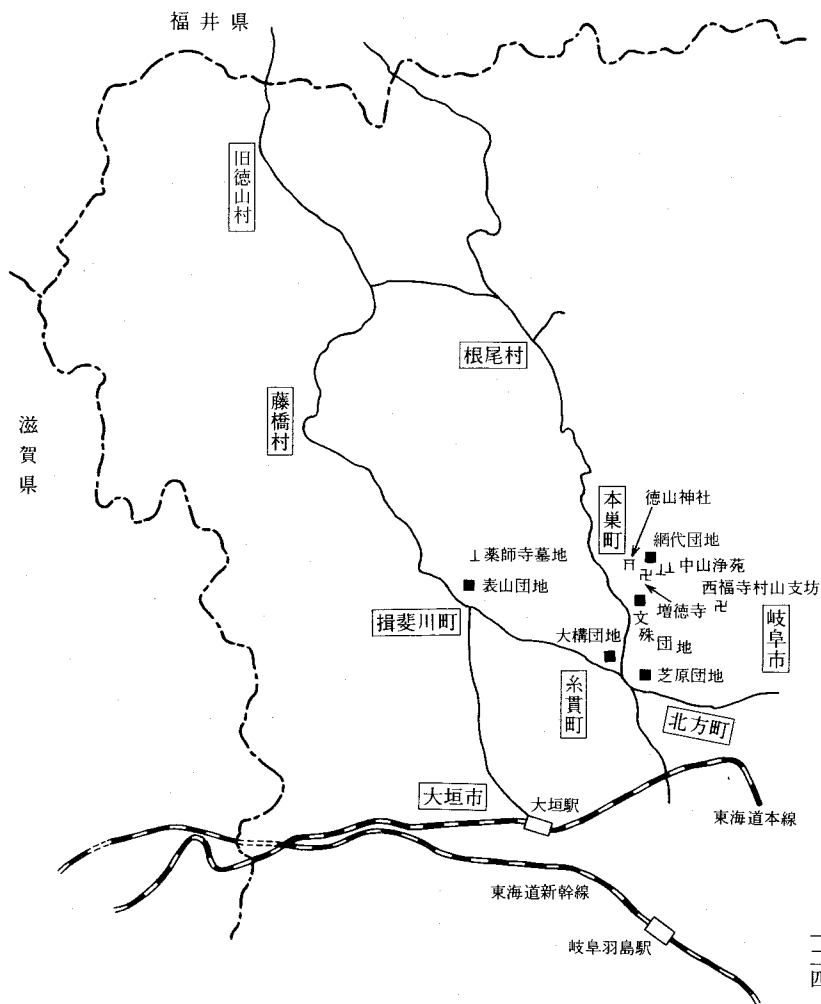
変じる地形をしていた。そのためここに堰堤を築く徳山ダムが計画され、深い谷あいの集落からなる徳山村は水没の運命をたどり、全世帯移転せざるをえなくなったのである。

(2) 徳山ダムの建設と閉村

徳山村は、ダム建設の適地として太平洋戦争前から白羽の矢を立てられていたようであるが、現在築造中の徳山ダムは、昭和三十二年に電源開発促進法に基づいて電源開発計画が策定されたのを承け、揖斐川が電源開発株式会社の調査河川に指定され、同社が調査を開始したことに始まる。以降、起業者が、建設省、水資源開発公団と変わり、村びととの間にさまざまな交渉が繰り返されてきた。村民の側からいうならば、反対・条件闘争などさまざまな抵抗が続けつつも、結局、刀折れ矢尽きた感じで建設を受け入れざるをえなくなり、補償交渉のまじまじと昭和五十九年度から家の移転が開始され、昭和六十一年度末に閉村式を執り行ない、人家のなくなった徳山村の地は隣村藤橋村に合併されることになったのである。

その間、移転の方法や移転先の選定については議論百出であったが、結局、個別移転と集団移転の二方法に分けられ、その選択は各世帯の判断に任せられた。個別移転とは、都市部の親戚を頼るなど独自に求めて移住していくことで、集団移転とは、水資源開発公団が徳山村民のために用意した五ヶ所の団地内の土地を買い、そこに家を新築する方法である。結局、移転補償の対象となった四

図1 移転先団地等の所在地



ダム建設移転に伴う世帯の変化

表2 8集落の移転先別世帯数

移転先 集 落	移転先						計
	網代団地	文殊団地	表山団地	大構団地	芝原団地	その他	
徳山本郷	42	19	18	16	5	47	147
下開田	0	7	1	2	22	14	46
上開田	8	16	9	3	0	11	47
山手	3	14	12	6	0	5	40
樋原	12	12	8	8	1	18	59
塚	1	6	5	5	0	14	31
戸入	3	0	20	16	2	21	62
門入	4	3	7	9	0	11	34
計	73	77	80	65	30	141	466
百分率(%)	16	17	17	14	6	30	

注1. 藤橋村役場ダム対策室でまとめた『住所録』(昭和63年2月補正のもの)より作成。
 2. 上記資料(『住所録』)において、徳山本郷の中に〈姥〉とあるのは「その他」とみなした。

六六世帯の三〇パーセント(二四一世帯)が個別移転を選び、七〇パーセント(三二五世帯)が集団移転を希望した。集団移転とはいっても八集落の全世帯がこぞって同じ団地に移るのではなく、いったん集落を解散し、各世帯の希望に沿ってばらばらに五ヶ所の団地に移ったのである。八集落の移転先別世帯数と移転先団地の所在地は表2および図1のとおりである。

(3) 五団地の自治会

五つの団地とは網代団地、文殊団地(以上、岐阜県本巣郡本巣町)、表山団地(同県揖斐郡揖斐川町)、大構団地(同県本巣郡赤貴町)、芝原団地(同県本巣郡北方町)で、全世帯が旧徳山村民ではあるが、各集落からの寄合いであつ

た。ここで旧徳山村や集落ごとの民俗の継承がどの程度いかになされているか、あるいは八集落の民俗がいかに混合されて新たな民俗が形成されつつあるか、あるいは在来の周辺地域の民俗との習合がいかになされつつあるかは興味深い課題で、それについては別稿を準備中であるが、小稿においては、五団地に結成された町内会（もしくは自治会）と在来の周辺地域の町内会（もしくは自治会）との組織上の関係についてだけ記しておきたい。

網代団地町内会は六班、文殊団地町内会は九班からなり、それぞれ町内会長や役員を選出し、独立した規約・会計を持って独自の活動をしているが、同時に、会長は本巢町全体の町内会長会に出席し、他の町内会と連繫を保ちつつ、町内会として本巢町の事業に協力している。なお、本巢町には二九の町内会があり、それらが三つのブロックに分かれ、網代団地町内会と文殊団地町内会は、ともに旧文殊村一一町内会のブロックに属している。

表山団地自治会は七班からなり、右の網代団地町内会などと同様に、自治会長や役員を選出し独立した規約や会計を持って独自の活動をしているが、同時に、揖斐川町を六ブロックに分けた大和地区一五自治会の一員として地区自治会の仕事も分担しつつ、町の事業に協力している。

大構団地自治会も自治会長や役員を選出し、独立した規約や会計を持って独自の活動をしているが、同時に、糸貫町を三ブロックに分けた一色地区の自治会の一員として他の地区の自治会と連繫を保ちつつ、糸貫町の事業に協力している。

右の四団地とは異なつて、芝原団地だけは独自の自治会を組織せず、同団地の全世帯は、北方町を九ブロックに分けたその一つ芝原地区の五つの自治会の一つである黒定町自治会に属し、その会員として活動している。これは、芝原団地が他の四団地に比べて世帯数が少ない（三世帯）ことと、周辺の家々がいずれも在来の家ではなく芝原団地が設けられた頃に移住してきた家々であるために、一緒に自治会を組織しやすかつたことによるものと思われる。

このような旧徳山村民からなる五つの団地の町内会（自治会）は、同じ町内の他の町内会（自治会）との連繋は保ちながらも、相互の連絡は何もない。したがつて、旧徳山村民は八集落を解体して移転してきたあとは、それぞれの団地における新たな自治組織は作りながらも、旧徳山村民全体の自治組織は結成していない。しかし、各集落の神社八社を合祀して創建した徳山神社（網代団地内に祀られている）の氏子としての意識は強く保持し、徳山神社の祭りには原則として全員が参加し、神社を通して旧村民の心の連繋は保たれているといえよう。

二、旧徳山村の人口、世帯構成

山林資源の活用がままならなくなつた徳山村は、全国の同様な山村の例から推して、昭和四十年前後以降、急速に過疎化の道をたどる運命にあつたといえよう。しかし表1の世帯数・人口の推移にみ

ることく、現実はずしもそうはならなかった。四十年代から五十年代にかけて、世帯数はむしろ微増、人口においてもほぼ横ばいという状態であった。はかばかしい産業振興のなされなかったにもかかわらず、山村地域としてこのような特異な傾向を示したのは、ダム建設問題が常に背景にありつづけたからで、付度するに、表面上は建設反対を唱えながらも、早晚建設の大きなうねりに屈せざるをえないことを覚悟し、その補償をあてにしてとどまっている人々が多かったからかと思われる。これは村民としては当然ともいえることで、理解できる心情であった。

本節では、特異な傾向をみせた徳山村の移転離村の始まる直前の人口と世帯の実態を明らかにしたい。その際、資料としては、移転後の各世帯との比較を行なおうという小稿の趣旨から、徳山村役場と水資源開発公団との間で合意され補償対象者として認定された世帯の「世帯員名簿」⁽³⁾を用いることにする。そこで、最初に「世帯員名簿」の性格について説明しておく。

「世帯員名簿」に掲載されている世帯数は四六六、人口は一、三〇七である。補償基準の確定されたのは昭和五十六年七月三十日であるから、この数字は、この時点の実態を示すものであるはずである。しかし実際には、その後の昭和五十九年一月までに出生した幼児も加えられており、同時にまた、その後死亡した人は除外されていると思われるから、「世帯員名簿」⁽⁴⁾は、昭和五十九年九月からの移転離村の始まる直前といえる昭和五十九年一月の実態を示していると判断できる。また、これらの数字と表1の昭和五十九年の世帯数・人口との間には懸隔があるが、表1の数字には、当時一時的に徳

ダム建設移転に伴う世帯の変化

表3 旧徳山村の世帯数・世帯員数・平均年齢
(昭和59年1月現在)

世帯数など 集落	世帯数	世帯員数	平均年齢
徳山本郷	147	400	47.7
下開田	46	142	49.8
上開田	47	157	40.8
山手原	40	100	49.8
榎塚	59	171	41.8
戸入	31	88	50.3
門入	62	163	42.0
計	34	86	47.7
	466	1307	45.8

- 注1. 「世帯員名簿」(藤橋村役場蔵)による。
 2. 数が表1と異なる理由については本文参照。以下表4・5についても同じ。

山村に居住していた医師・教員・巡査・作業員のほか、実際にはかなり以前に離村していながらダム建設による移転補償を望んで住民票だけ徳山村に置いていたり、補償を目的に他所から住民票を移していた世帯や世帯員の数も若干含まれている。それに対し「世帯員名簿」は、これら一時的居住者や幽霊居住者を除外し、長年徳山村に居りつづけたと役場と公団によつて認定された世帯とその世帯の当時の構成員を正確に表わすものである。したがつて、住民票よりも、移転離村直前の本来の徳山村民の実態を示す資料といふことができ、以下「旧徳山村の」と記す場合は、これらの世帯や人々のことを指している。

(1) 世帯数と人口

世帯数は四六六、人口は一、三〇七であったが、その集落別内訳は表3のとおりである。そして、人口一、三〇七の平均年齢は四五・八歳で、表3にはその集落別の実態も掲げておいた。旧徳山村の年齢分布は図2のとおりで、そのうち平均年齢の最も高かった塚集落と最も低い上開田集落の年齢分布を、図3・図4

図2 旧徳山村の年齢分布（昭和59年1月）

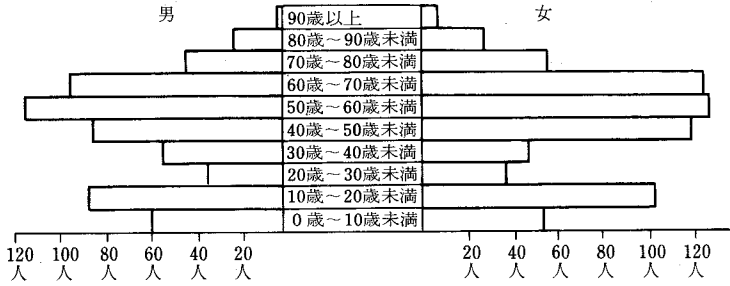


図3 旧徳山村塚の年齢分布（昭和59年1月）

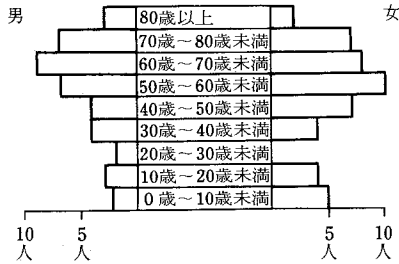
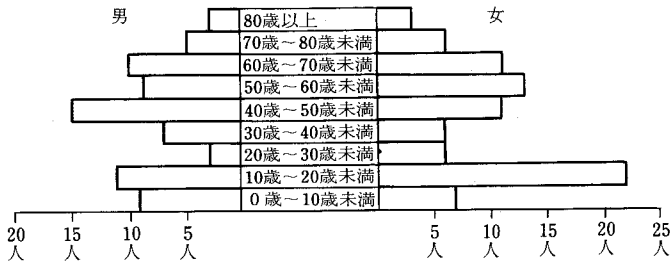


図4 旧徳山村上開田の年齢分布（昭和59年1月）



ダム建設移転に伴う世帯の変化

表4 旧徳山村の世帯員数別世帯数
(昭和59年1月現在)

世帯員数	世帯数	百分率
1	87	18.7
2	166	35.6
3	87	18.7
4	64	13.7
5	41	8.8
6	16	3.4
7	4	0.9
8	1	0.2
計	466	100.0

注 「世帯員名簿」(藤橋村役場蔵)による。

に示しておく。四十歳から六十歳代にかけての人口が最も多いことがわかるであろう。それに対して二十歳代三十歳代が少ない。

なお、旧徳山村全体の六十五歳以上の人口は二四八で、老年人口比率は約一八パーセント、老年人口指数は約三〇パーセントに達し、完全な高齢社会であった。ただ、全国の他の山村社会に比べれば、まだそれほど甚だしい状態ではなかったとは言えよう。

表5 旧徳山村の世帯の構成

世帯主年齢 世代	20歳代 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	その他	計	百分率
I	5	5	35	84	65	39		233	50.0
II	9	30	60	40	25	9		173	37.1
III	3	9	18	12	6	7		55	11.8
その他							5	5	1.1
計	17	44	113	136	96	55	5	466	100.0

注1. 「世帯員名簿」(藤橋村役場蔵)による。

2. 「その他」には兄弟姉妹のみの世帯や人数的に同居者の多い世帯を含めた。

(2) 世帯の構成

四六六世帯の世帯員数別の世帯数は、表4のとおりである。全世帯の平均世帯員数は二・八人であるが、表4から単独世帯が一八・七パーセントもあり、かつ二人以下の世帯が五〇パーセントを越えていることがわかり、いかに規模の小さい世帯が多かったかということがわかる。

次に、それら各世帯が幾世代によって構成されているかを表5によってみてみよう。一世代の者によって構成されている世帯がちょうど半数で、表4からこのうちの八七世帯が単独世帯であるから、残り一四六世帯は夫婦のみの世帯ということになる。そして、単独世帯・夫婦のみの世帯二三三の八〇パーセントが世帯主が五十歳代以上であるということは、子供たちが次々に離村していき親だけの残っている世帯が圧倒的多数を占めていることを意味し、旧徳山村がその後存続していたならば、こういう世帯の比率はさらに高齢化しつつ増えていったであろうことを予想させる数字である。さらには、親子二世代にわたる世帯一七三の中にも、世帯主が四十歳代以上の世帯においては、この表には表われないながらも世帯主の世代と親の世代（主として女親のみ）との二世代にわたるものが少なくなく、今後とも二世代が継続されるか三世代へと増える可能性よりも、早晚一世代のみ世帯に移行することの予想されるケースが目立つのである。

三、移転先団地の人口、世帯構成

旧徳山村四六六世帯のうち、水資源開発公園が準備した五ヶ所の造成団地へそれぞれ一戸建の住宅を建てて集団移転したのは、そのうちの約七〇パーセントにあたる三二五世帯であった。新たに形成された五団地の所在地および、団地ごとの世帯数と出身集落の内訳は、すでに図1・表2に掲げたとおりである。そこで本節においては、山深い徳山の地を離れた旧徳山村の人々が、離村の約五年後、地方中小都市近郊の五造成団地においてどのような世帯を構成しているのかをみてみたい。用いる資料は「住民票」である。旧徳山村の場合には、ダム建設のための移転補償がらみで、住民票には記載されながらも実際には生活の場を他に持っている幽霊世帯や幽霊世帯員が少なからず存在し、住民票は旧徳山村民の実態を正確に反映してはいなかった。しかし新たな移転先における住民票は、筆者がその一〇パーセントほどを抽出し、面接調査によって個別に各世帯の現状と照合してみた結果、住民票の内容は現状をほぼ正確に反映していることがわかった。そのため、住民票によって移転後の人口と世帯構成の傾向を明らかにすることにしたわけである。

(1) 世帯数と人口

全世界帯が旧徳山村出身者で占められている五団地の平成四年四月（芝原団地のみは平成五年四月）現在の世帯数は三五四⁽⁵⁾で、人口は一、三八一、その団地別内訳は表6のとおりである。そして、人口一、三八一の平均年齢は四一・〇歳で、表6にはその団地別の実態も掲げておいた。また、五団地全体の年齢分布は図5のとおりである。これによって、年齢構成に片寄りがなく、〇歳から七十歳前後までほぼ均等に分布していることがわかる。

なお、五団地全体の六十五歳以上の人口は一九六で、老年人口比率は約一四・二パーセント、老年人口指数は約一九・四パーセントに達し、高齢社会であることには変わりはないが、旧徳山村時代に比べるとその度合いは相当緩和されている。

(2) 世帯の構成

三五四世帯の世帯員数別の世帯数は、表7のとおりである。全世界帯の平均世帯員数は三・九人で、単独世帯は全体の八パーセント、二人以下の世帯が二六・六パーセントであることがわかる。したがって、小規模の世帯が旧徳山村時代よりも減少し、その一方で、比較的規模の大きい世帯が増えているということができるといえる。

それでは、それら各世帯が幾世代の者によって成りたっているかを表8によってみてみよう⁽⁶⁾。一世

ダム建設移転に伴う世帯の変化

図5 5団地の年齢分布

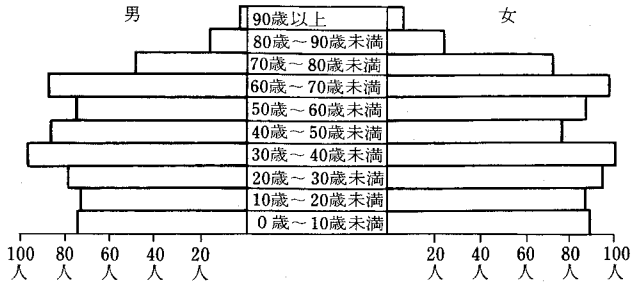


表7 5団地の世帯員数別世帯数

世帯員数	世帯数	百分率
1	28	8.0
2	66	18.6
3	62	17.5
4	66	18.6
5	55	15.5
6	52	14.7
7	18	5.1
8	5	1.4
9	2	0.6
計	354	100.0

表6 5団地の世帯数・世帯員数・平均年齢

世帯数など 団地	世帯数	世帯員数	平均年齢
網代団地	90	363	40.1
文殊団地	83	325	41.3
表山団地	86	322	39.7
大構団地	63	254	38.2
芝原団地	32	117	52.4
計	354	1381	41.0

注1. 「住民票」による。

2. 網代団地・文殊団地・表山団地・大構団地は平成4年4月現在、芝原団地は平成5年4月現在のもの。

注 「住民票」による。

表8 4団地の世帯の構成（除、大構団地）

世帯主年齢 世代	20歳代 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	計	百分率
I	2	5	4	13	22	19	65	22.3
II	3	21	24	31	28	17	124	42.6
III		11	21	19	21	25	97	33.3
IV		1		1	3		5	1.7
計	5	38	49	64	74	61	291	100.0

注 「住民票」による。

代の者からなる世帯が二二・三パーセント、それに対して三世代からなる世帯が三三・三パーセントとちょうど全体の三分の一を占め、四世代からなる世帯も計五世帯（一・七パーセント）もあることがわかる。このことから世帯員数の多い世帯の増加が、三世代さらには四世代からなる世帯の増加と密接に関連していることがわかり、五団地においては直系家族を指向する傾向にあることが推測できる。

四、移転に伴う世帯構成の変化

以上の二、三をふまえ、旧徳山村から五団地（もしくは四団地）への移転に伴う世帯構成の変化についてまとめてみたい。

年齢構成は旧徳山村時代には二十・三十歳代が、その上下の年代に比して非常に少なかったが、五団地においては、ほぼ同じかむしろいくらか多いくらいになった。同じことは、十歳未満の年代についてもいえることである。これは、両親を残して世帯を離れていた

ダム建設移転に伴う世帯の変化

表9 移転による50歳以上の一世帯世帯の去就

単 独 世 帯 よ り	団地への移転 (除、大構団地)	単独世帯のまま	8
		二世帯世帯へ	8
		三世帯世帯へ	7
		不明 (死亡など)	5
	(小計)	(28)	
	個別移転 および大構団地へ	43	
	計	71	
夫 婦 世 帯 よ り	団地への移転 (除、大構団地)	夫婦世帯のまま	23
		二世帯世帯へ	22
		三世帯世帯へ	29
		不明	2
	(小計)	(76)	
	個別移転 および大構団地へ	54	
	計	130	

二十・三十歳代の人々が、交通の便がよくなり、おそらく職場にも近くなった中小都市近郊の団地に移転してきた親たちの世帯へ、自らの家族を連れて合流することになったためであろう。このことは、旧徳山村時代には単独世帯や夫婦世帯など一世帯の世帯が半数を占めていたのが、団地においてはこの種の世帯が減少し、二世帯・三世帯世帯が増えたことから推測できよう。

右の推測を確実にするために、すでにすべての子供が成人に達し、それら子供が都市近郊に職を求めて世帯を離れていたがゆえに単独世帯もしくは夫婦のみで世帯を構成していたかと思われる五十歳以上の単独世帯・夫婦世帯(世帯主が五十歳以上の場合)が、団地への移転に伴ってどのような世帯に移行したかをまとめたのが表9である。これによって、五十歳以上の単独世帯の五〇パーセント以上が、同じく夫婦世帯の約七〇パーセントが、その次さらにその次の世代との同居により、二世帯・三

世代の世帯に変わっていることが明白になった。

以上のことから、ダム建設に伴う山深い旧徳山村から中小都市近郊への移転は、一世代の者からなる世帯を減らし二世代以上の世帯を増やすという形で、世帯構成の変化をもたらしたことがわかった。したがって、旧徳山村時代に多かった一世代のみからなる世帯（単独世帯・老夫婦世帯）は、このような世帯構成がみずからの選択の結果ではなく山林資源の活用が望めなくなったためのやむをえざる現状であったのであり、二世代以上からなる世帯への指向を潜在的には有していたのだといえるであろう。このことは、旧徳山村においては、夫婦家族を望むのではなく、交通の便や適当な職場など条件さえ整えば、あくまでも直系家族をありうべき家族と考える心情が、大勢を占めていたことを推測させるものといえよう。

注

- (1) この徳山村の民俗については、すでに田中・三田村・岩崎「ダムに沈む揖斐川水源の村——岐阜県揖斐郡徳山村——」『山村生活五〇年 その文化変化の研究（昭和五九年度調査報告）』（『成城大学民俗学研究紀要 10』昭和61・2、および「村の解体と信仰生活の変容——徳山ダム建設による宗教施設の移転をめぐる——」『民俗学研究紀要 13』平元・3 を発表している。

- (2) これが表1の世帯数と合わないのは、表1には補償対象とならない世帯、すなわち短期滞在の小学校教員や駐在所巡査等々の世帯も含むため。

- (3) 岐阜県揖斐郡藤橋村役場蔵

ダム建設移転に伴う世帯の変化

- (4) 藤橋村役場・加藤善暉氏(旧徳山村ダム対策室勤務)談
- (5) この数が、表2に示した移転直後の数と合わないのは、その後数年間の世帯数の増加のためである。
- (6) この表から大構団地を除いたのは、大構団地の所在する糸貫町役場において「住民票」を閲覧する際、統柄の記載の部分の披見を許可されなかったため、統柄がわからなければ、世代を明らかにできないからである。